

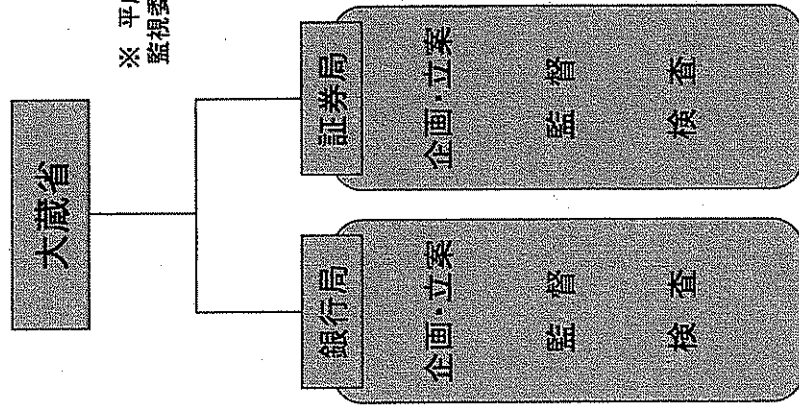
平成 18 年 11 月 20 日

資料

金融庁・証券取引等監視委員会

金融行政組織の改革

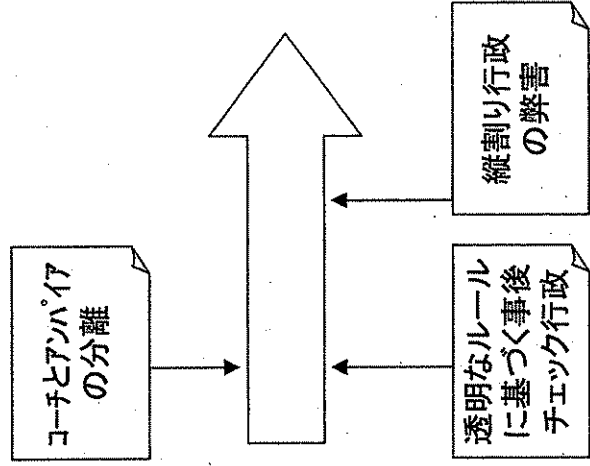
大蔵省



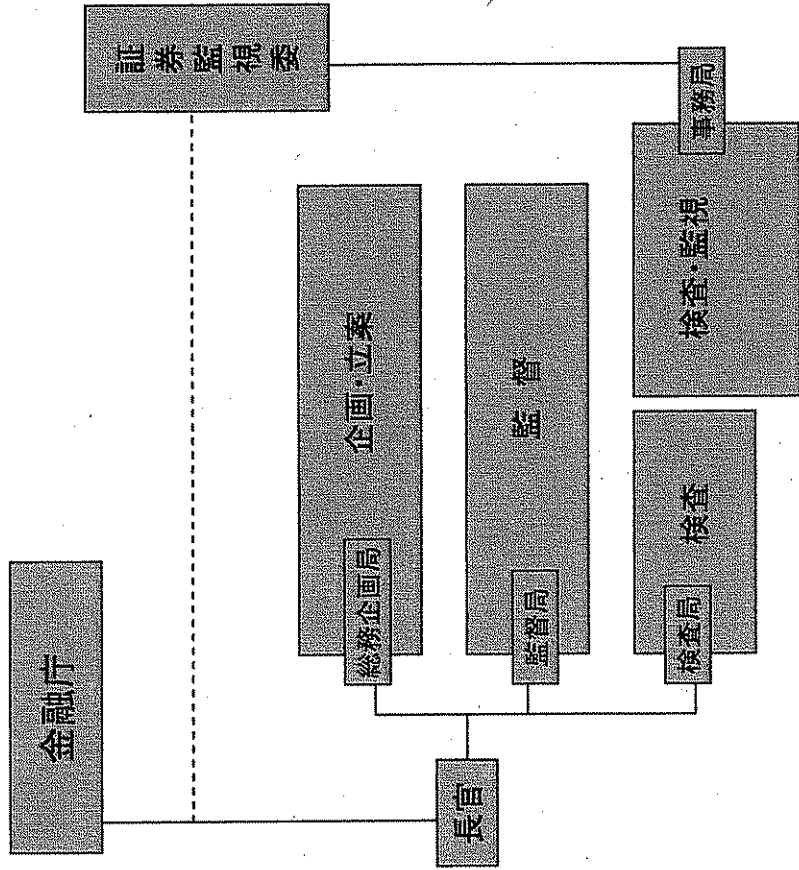
※ 平成4年の証券取引等
監視委員会発足以前の姿

〈業態別の編成〉

〈中央省庁等改革〉



金融庁



〈業態横断的な機能別の編成〉

金融(監督)庁の定員の推移

	10年度定員	11年度定員	12年度定員	13年度定員	14年度定員	15年度定員	16年度定員	17年度定員	18年度定員
総務企画局 (長官官房)	72	85	204 (注2)	225	239	253	260	289	304
検査局 (検査部)	165	249	319	360	404	460	478	454	454
監督局 (監督部)	68	95	131 (注3)	144	156	171	187	203	221
監視委	98	106	112	122	182	217	237	307	318
公認会計士・ 監査審査会	—	—	—	—	—	—	40	41	43
計	403 (注1)	535	766	851	981	1,101	1,202	1,294	1,340

(注1) 平成10年6月の金融監督庁発足時の定員。

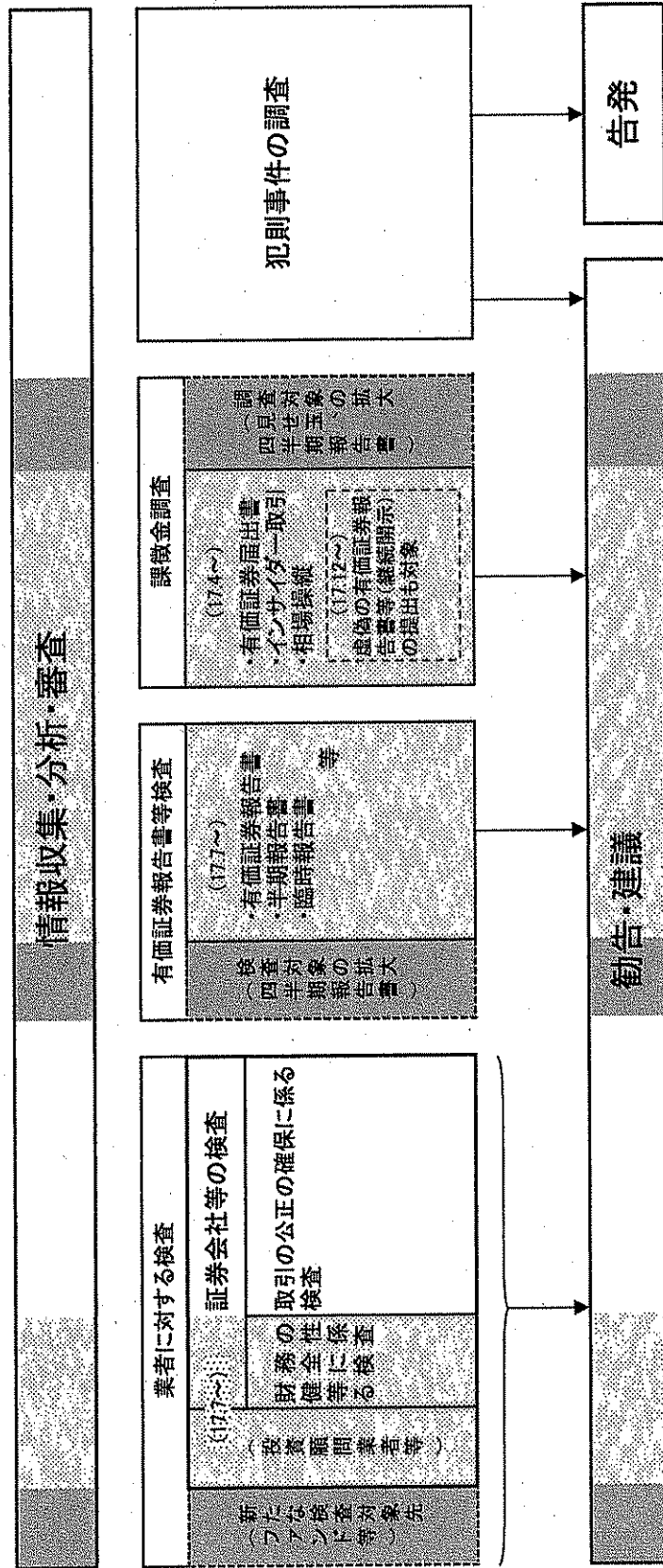
(注2) 12年7月の金融庁発足時の大蔵省金融企画局からの事務移管分92名及び13年1月の金融再生委員会廃止時の同委員会からの事務移管分14名の合計106名を含む。

(注3) 13年1月の金融再生委員会廃止時の同委員会からの事務移管分18名を含む。

証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	132人	238人
12 年 度	112人	138人	250人
13 年 度	122人	143人	265人
14 年 度	182人	182人	364人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人

証券取引等監視委員会の機能強化



(注) 濃い網掛け部分が「証券取引法等の一部改正法」によって追加される機能。

課徴金制度

16年改正前証券法：不正取引規制等について刑事罰を中心とした実効性確保（エンフォース）体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入（17年4月施行）

課徴金制度の概要

1. 対象とする違反行為
 - ① 不正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布、偽計等）
 - ② 有価証券届出書の虚偽記載
 - ③ 有価証券報告書の虚偽記載（17年12月施行←17年の法改正で拡大）
2. 金額水準
違反者の不当な経済的利得を基準として法定。

（17年改正法附則第6条）
概ね2年を目途として課徴金に係る制度の在り方等について検討

平成18年11月20日

課徴金納付命令に係る勧告実績

勧告 件数	証券取引法 及び運用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令の発令	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令
1	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (営業等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務 提携)を、その職務に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前 に買い付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (経理等従事)	重要事実(第三者割当増資及び業務 提携)を、その職務に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前 に買い付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に 関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買い付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年2月1日	利根地下技術 (ジャスタック(当 時))	利根地下技術社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立 て)を、その職務に関して知り、自己の 計算において、当該事実の公表前に 売り付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年4月17日	フジプレアム (ジャスタック)	フジプレアム社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に 関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買い付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第17 5条第7項)	平成18年4月17日	フジプレアム (ジャスタック)	フジプレアム(株)	重要事実(株式分割)を、その職務に 関して知った上記5の役員が、会社の 計算において、当該事実の公表前に 買い付け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年5月11日	アイネス (東証1部・大証1 部)	アイネス社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想 他の下方修正)を、その職務に関して 知り、自己の計算において、当該事実 の公表前に売り付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスタック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(新株発行)を、日本プラスト 社との間の契約の履行に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公 表前に買い付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスタック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(新株発行)を、上記8の者か らの伝達によって知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に買い付 け。	46万円	平成18年6月9日
10	内部者取引 (証券取引法第17 5条第1項)	平成18年9月14日	パオ (東証2部)	(株)シー・コミュニケーション	同社役員が、重要事実(新株発行)を、 パオ社との間の契約の履行に関して知 り、同社の計算において、当該事実の 公表前に買い付け。	39万円	平成18年10月2日

日米の市場行政機構の比較

【未定稿】

<日 本>

<米 国>

市場行政
 人員 (2006年)
 (本書きは本庁)
 (() 内は地方を含む)

金融庁・証券取引等監視委員会等
 457人 (808人)
 金融庁等 139人 (245人)
 監視委 318人 (563人)
 (市場行政担当の人員のみを掲載)

証券取引委員会 (SEC)
 2,193人 (3,764人)
 先物取引は、先物取引委員会 (CFTC) が所掌。公認会計士監査は、公開企業会計監視委員会 (PCAOB) が所掌。

<犯則調査>
 ▼調査
 質問・検査・領置、裁判所の許可状に基づく強制的な臨検・捜索・差押え
 ▼調査対象
 インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、有価証券報告書等の虚偽記載等
 ▼刑事告発

**証券取引等
 監視委員会**
 (委員長及び委員は、法律上、
 独立してその職権を行使等)

日本のような裁判所の許可状に基づく強制的な臨検・捜索・差押え、刑事告発はない。
 ただし、捜査当局への送付 (transmit) あり。

<行政検査調査>
 ○課徴金調査
 インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、有価証券報告書等の虚偽記載
 ●有価証券報告書等検査
 □証券会社等の検査

検査・調査
 ↓
 勧告

S E C
 (召喚状 (Subpoena) を発して証人の出頭、帳簿等の提出を求め、これに応じないときは裁判所に出頭命令等の発出を求める。)

<監督・行政処分>
 ○課徴金
 インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、有価証券報告書等の虚偽記載
 ●有価証券報告書訂正命令
 □証券会社等の業務改善・停止命令 等

勧告
 ↓
 建議

(民事制裁金、排除措置命令、差止命令、登録書類の発効停止命令、営業停止命令 等)

<企画立案・規則制定>
 (政府による法案提出あり)

金融庁
 建議

(政府による法案提出なし)

(参考) その他の金融行政機構
銀行行政
保険行政

(金融庁が業態横断的に所掌)

(米国は業態毎に異なる行政機構が所掌。)
 財務省通貨監督庁 (OCC)
 連邦準備制度理事会 (FRB)
 州当局
 全米保険監督協会 (NAIC)
 州当局

(出典) 米国SECは、“Congressional Budget Request” (2007年度) 等より作成。
 (注) 金融庁市場行政人数には、審判手続室 (8)、公認会計士・監査審査会 (43) を含む。また、財務局人数には、金融監督官 (11) を含み、沖縄総合事務局 (1) を含まない。

主要国の金融行政組織

未定稿

	日本	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ンス
法制度	金融庁 (財務省(注))	財務省	大蔵省	連邦大蔵省	経済財政産業省
① 銀行の 検査・監督	金融庁	財務省通貨監督庁(OCC) 財務省貯蓄金融機関監督庁(OTS) 連邦準備制度理事会(FRB) 連邦預金保険公社(FDIC) 州当局	金融サービス機構 (FSA)	連邦金融監督機構 (BaFin)	金融機関投資サービス委員会(CECEI) …免許付与 銀行委員会(CB) …検査・監督
② 証券会社の 検査・監督	金融庁 (証券取引等監視委員会)	証券取引委員会(SEC) 先物取引委員会(CFTC)	金融サービス機構 (FSA)	連邦金融監督機構 (BaFin)	金融機関投資サービス委員会(CECEI) …免許付与(資産運用会社を除く) 銀行委員会(CB) …検査・監督(資産運用会社を除く) 金融市場機構(AMF) …資産運用会社の免許付与・検査・監督
③ 証券取引等 の監視	金融庁 (証券取引等監視委員会)	証券取引委員会(SEC) 先物取引委員会(CFTC)	金融サービス機構 (FSA)	連邦金融監督機構 (BaFin) 州当局	金融市場機構(AMF)
④ 保険会社の 検査・監督	金融庁	州当局	金融サービス機構 (FSA)	連邦金融監督機構 (BaFin)	保険会社委員会(CEA) …免許付与 保険年金監督機構(ACAM) …検査・監督

(注) 金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案等については金融庁と共管。

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抄）

（平成18年7月7日閣議決定）

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

（5）生産性向上型の5つの制度インフラ

③ カネ：金融の革新

- ・ 国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。

○経済成長戦略大綱（抄）

（平成18年7月6日 財政・経済一体改革会議）

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ

3. カネ：金融の革新

（2）利用者の視点に立った金融の活性化

② 公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化、企業統治と監査法人制度の在り方の見直し等を通じて市場監視機能を強化する。